

沖縄型インターンシップ（うりずん+）事業実施要項

1 趣旨

沖縄地域の企業と沖縄の教育機関で学ぶ学生をインターンシップで結びつけ、様々な実務経験等から自身のキャリアについて深く考える機会を提供する。学生にとってはキャリアを積み、社会人基礎力を身に付け、採用内定、就業後の定着に結びつくという意義の他、自身のやりがいや専門性を生かす場所を発見する、企業にとっては新卒採用に必要な経営層の意識改革及び自社での人材育成プログラム開発につながる機会となる。また、必要な人材と求める企業との適切なマッチングが図られる“場”を構築していく。更に、沖縄県内の企業等の経営力向上を実現するために、沖縄の労働市場の課題となっている若年者の離職率低下に資する定着支援を試みる。

2 協議会

学生等に対して恒常的なインターンシッププログラムの提供を行うために、琉球大学を中核として、沖縄県大学就職指導研究協議会（沖就研）傘下の大学・短期大学、（社）沖縄県専修学校各種学校協会、沖縄県商工労働部雇用政策課、内閣府沖縄総合事務局経済産業部、沖縄労働局、沖縄県内経済団体、人材育成を行う法人等で組織する「沖縄地域インターンシップ推進協議会」（以下「推進協議会」という。）の運営を行う。

3 実施要領

(1) 実施時期 夏季休暇期間中（8月～9月）、春季休暇期間中（2月～3月）を中心に実施

(2) 募集時期 夏期：6月 春期：11月

(3) 実施内容 以下の実習に加え、事前研修2回、事後研修1回を実施

①初級インターンシップ

企業での3日間程度の就業体験。インターンシップ未経験者、初級キャリア科目既修者が主対象。ビジネスマナー講座や経営者による講話などの新人研修プログラム体験、現場体験など社会人体験に加えて、企業理念や経営方針を学生に知ってもらう機会とする

②中級インターンシップ

企業での通常の2週間程度の就業体験。初級インターンシップ経験者、中級キャリア科目既修者が主対象。本格的な就業体験を通して企業の魅力を学生に伝える有効な手段とする

③上級インターンシップ

企業の課題発見・解決を含む高度な実践型就業体験。初・中級インターンシップ経験者やPBL（Problem Based Learning、又はProject Based Learning）授業既修者が主対象。企業の一員の立場で課題に取り組む形態のインターンシップで、学生は仕事を通して企業の魅力を感じ取り、その企業に就職することも期待される

(4) 対象学生

琉球大学、名桜大学、沖縄大学、沖縄キリスト教学院大学、沖縄国際大学、沖縄キリスト教短期大学、沖縄女子短期大学、沖縄県立芸術大学の学生及び県内の専修学校生等

(5) 受入先 沖縄県内の企業・団体及び公的機関

(6) 申請方法

- ① インターンシップを希望する学生等は、ホームページ画面からエントリーする
- ② エントリー後にマッチング作業を行い、受入先企業等を決定する
- ③ 学生が希望する企業等でのインターンシップが実現できない場合は、推進協議会事務局により調整を行う

4 事故・損害、機密保持等

- ① 受入先企業等は、実施期間中の学生の事故について、企業等の帰責以外は責任を負わない
- ② 学生は、事前に所属大学の「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」（もしくはそれらに相当する保険）に加入し、事故に備えることとする
- ③ 学生は、必ず機密保持に関する誓約書を提出する

5 インターンシップ実施にあたっての責務

(1) 学生の責務

- ① 受入条件に沿って、インターンシップに参加する
- ② インターンシッププログラムに基づいた業務を誠実に遂行し、参加目的の実現を図る
- ③ 事前に提出する「誓約書」に記載された8つの事項（機密保持や事故・損害に備える保険の事前加入を含む）を遵守する
- ④ 事前・事後研修に必ず参加する
- ⑤ 事故・災害等が発生した場合は速やかに推進協議会事務局へ連絡をする

(2) 受入企業等の責務

- ① 受入企業は、推進協議会事務局と調整し、インターンシッププログラムを作成・実施する
- ② 必要なオリエンテーションを提供する。期間中の責任者を任命し、学生の安全を確保しつつ、適切に助言・指導を行う
- ③ 事前に提出した「インターンシップ受入れ条件確認書」と「インターンシッププログラム」に沿って、適切にインターンシップを実施する
- ④ 推進協議会事務局に対し、インターンシップ実施後の「受入企業等による学生の評価表」を提出する
- ⑤ 事故・災害等が発生した場合は速やかに推進協議会事務局へ連絡をする

(3) 推進協議会事務局の責務

- ① 学生と受入企業等とのマッチング作業を円滑に行う
- ② 事前研修等で、学生への意識づけ、自己分析、企業研究、マナー指導等を行う

③実習終了後は速やかに事後研修を実施し、学生が得たことの振り返りの機会を作る

④事故・災害などが発生した場合は、所属する学校に連絡し、連携して対応を図る

(4) 所属大学の責務

①推進協議会事務局から送付されたインターンシップ受入決定の学生名簿に基づき、「学校行事」として承認する手続き（内部決裁等）を行う

②承認後は推進協議会事務局にその旨を報告（回答）する

6 修了証書

インターンシップの事前研修、実習、事後研修を全て参加し、必要な書類を提出した者には「修了証」を交付する。

7 インターンシップの打ち切り

学生が上記責務を果たさない場合や、受入先企業等の業績・評判を損なうような行為があった場合は、受入先企業等は直ちにインターンシップを打ち切ることができる。